

# 柴田町住民投票制度

住民投票制度は、町政の重要事項について、『賛成』、『反対』のいずれかで住民の意思を確認する制度です。

## ▶▶ 1

### 住民投票にかけるのはどんなこと？

- ・住民に直接、賛成又は反対の意思確認をする必要があるもの
- ・町政運営及び住民の生活に直接的に具体的な影響があるもの

住民投票にかけることができるのは、上記2ついずれにも該当する必要があります。また、すでに住民投票に付された事項や町議会により意思決定が行われた事項については、特別な事情が求められます。

—特別な事情とは—

- ・社会情勢の急激な変化
- ・景気変動などによる財政状況の大きな変化
- ・時間的経過や他の事業への代替等に伴う再検証

など

▶ 住民投票にかけることができないものには、次のようなものがあります。

- ・法令上で規定されている町議会の解散請求や町議会議員の解職請求、町長の解職請求、合併協議会の設置など
- ・特定の個人又は団体の権利利益を侵害するおそれがあるもの
- ・特定の個人又は団体に対し利益を誘導するもの
- ・特定の地域のみに関わること（町道〇〇号線の歩道整備や拡幅等）
- ・町の組織や人事に関わること

## ▶▶▶ 2

### 誰が投票できるの？

柴田町に住所を有し、引き続き3か月以上、柴田町の住民基本台帳に登録されている満20歳以上の人で、次のいずれかに該当する人が投票資格者となります。

- ・日本国籍を有する人
- ・永住外国人（「出入国管理及び難民認定法」別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者及び『日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法』に定める特別永住者）

## ▶▶▶ 3

### 住民投票を行うためには

#### 1 住民のみなさんは

- ・投票資格者総数の1/50以上の署名を集めて、町長に住民投票の実施を請求します。この請求を受けて、議会で住民投票を実施するか否かを審議し、可決した時に住民投票が実施されます。
  - ・投票資格者総数の1/4以上の署名を集めた場合は、議会の議決を行わずに住民投票が実施されます。
- ※住民投票の請求者は日本国籍を有する人に限ります。

#### 2 町議会議員は

議員定数の1/12以上の賛成を得て、議会で住民投票を実施するか否かを審議し、可決した時に住民投票が実施されます。

#### 3 町長は

町長自ら住民投票の実施を発議することができ、議会で住民投票を実施するか否かを審議し、可決した時に住民投票が実施されます。

#### 署名収集

- ・署名収集をしようとする人は、町長から請求代表者の証明書の交付を受ける必要があります。
- ・請求代表者は、署名収集を他の投票資格者に委任することができます。

#### 再請求

住民投票が実施されてから2年間は、同一内容の事案について住民投票にかけるとはできません。

## ▶▶4

### 適切な判断で投票できるように

- ・町は、必要な情報をわかりやすく、住民のみなさん（投票資格者）に提供します。
- ・町は、住民のみなさん（投票資格者）が適切な判断で投票できるように、公聴会を開きます。

## ▶▶5

### 投票運動のルール

住民投票に関する運動は自由ですが、次にあげる行為は禁止されています。

- ・買収、脅迫などの手段により住民の自由な意思や住民生活を脅かす行為
- ・住民の間の健全な議論を阻害する行為

## ▶▶6

### 投票の方法と開票要件

- ・投票の方法  
「賛成」か「反対」かを選択する（投票用紙の所定の欄に○の記号を記載する）方法で行われます。
- ・開票の要件  
投票した人の総数が投票資格者数の1/2に満たない場合は、開票しません。

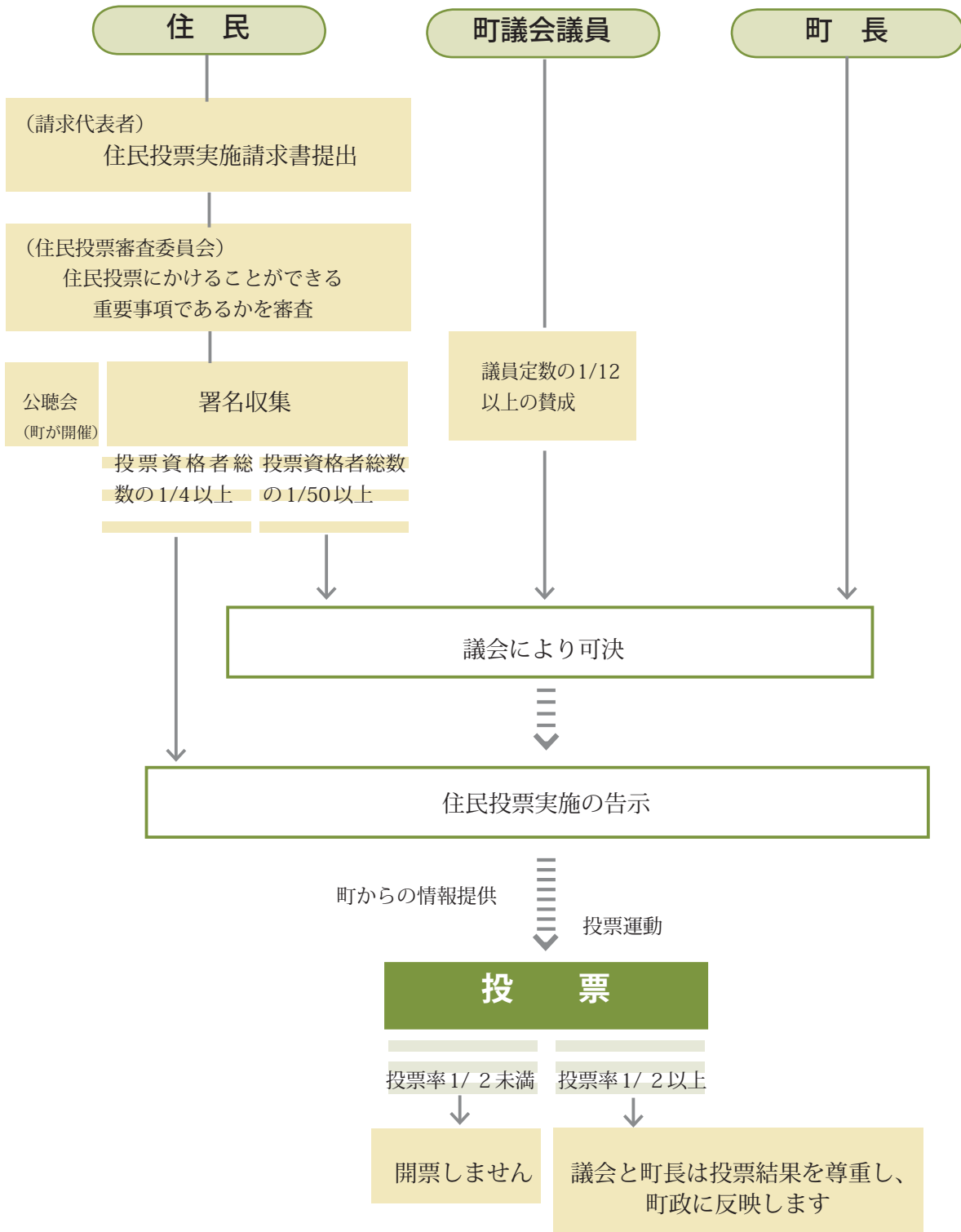
### 投票結果は尊重され、町の政策決定にかかれます

議会と町長は、投票結果に十分な考慮を払いながら検討し、意思決定を行います。

# 住民投票 の流れ

みんなで育てる 笑顔輝く 元気なまち

柴田町住民投票制度



▶▶▶

## 柴田町住民投票条例

住民投票制度には、あらかじめ住民投票の対象となる事項や発議要件などを定めた条例が制定され、要件を満たしたとき、いつでも投票が実施できる「常設型」と、住民意思の確認の必要性が生じた場合に、町長や町議会議員の提案または地方自治法第74条に基づく直接請求により、案件ごとに議会の議決を経て条例を制定し、住民投票を実施する「個別型」の2種類があります。柴田町住民投票条例は、「常設型」として制度を確立しています。

住民投票制度は、町政運営に係る重要事項について、住民投票を実施し、住民の意思確認を行ない、議会並びに町長はその結果を尊重した上で町政に反映させることにより、住民参画を推進し、「住民が主役のまちづくり」に資することを目的としています。平成25年柴田町議会第1回定例会で、柴田町住民投票条例が可決されました（平成25年4月1日施行）。

## お問合せ

柴田町役場 まちづくり政策課

〒989-1692 宮城県柴田郡柴田町船岡中央2-3-45

Tel:0224-54-2111 Fax:0224-55-4172

住民投票条例本文は、町のホームページからダウンロードすることができます。

([http://www.town.shibata.miyagi.jp/m-cen/05\\_ki\\_000.html](http://www.town.shibata.miyagi.jp/m-cen/05_ki_000.html))

